

平成22年8月2日
仙台河川国道事務所

名取川に約10m³の産業廃棄物の不法投棄！！

～ 警察で捜査を開始しました ～

7月30日（金）12時45分頃、仙台市太白区袋原の名取川右岸6kmの河川敷地に「産業廃棄物が投棄されている」と一般の方から通報が当事務所にあり、現地を確認し仙台南警察署に通報しました。

本日8月2日（月）、仙台河川国道事務所では、仙台南警察署生活安全課及び仙台市環境局廃棄物事業部廃棄物指導課と現地立会を実施しました。

この不法投棄は悪質であり、「河川法」、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に違反する行為です。

今後も、河川巡視により発見した悪質な不法投棄に対しては、ただちに警察に通報し原因者の特定に努めていきます。

詳細は次のとおりです。

- ① 発見日時 7月30日 12時45分頃（一般の方からの通報）
- ② 発見場所 仙台市太白区袋原 名取川右岸6km堤防法尻附近
- ③ 投棄状況 土砂等の産業廃棄物約10m³（4.8m×3.3m×0.6m）
- ④ 現場検証 仙台南交番 : 平成22年7月30日16時50分
- ⑤ 現地立会 仙台南警察署 : 平成22年8月2日13時30分
仙台市廃棄物指導課 : 平成22年8月2日13時30分
- ⑥ その他 (1) 状況写真等は別紙のとおり
(2) 河川にゴミや廃棄物を投棄することは、法律で禁じられています。違反した者に対しては、
 - ・河川法では・・・三月以下の懲役又は二十万円以下の罰金
 - ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律では・・・五年以下の懲役又は三億円以下の罰金に処せられる場合があります。

(参考)

国土交通省仙台河川国道事務所が管理する河川は、阿武隈川（宮城県内）、白石川、名取川、広瀬川、笹川の5河川、管理総延長73.5kmとなっております。そのうち、名取川、広瀬川、笹川については、18.9kmを管理しております。

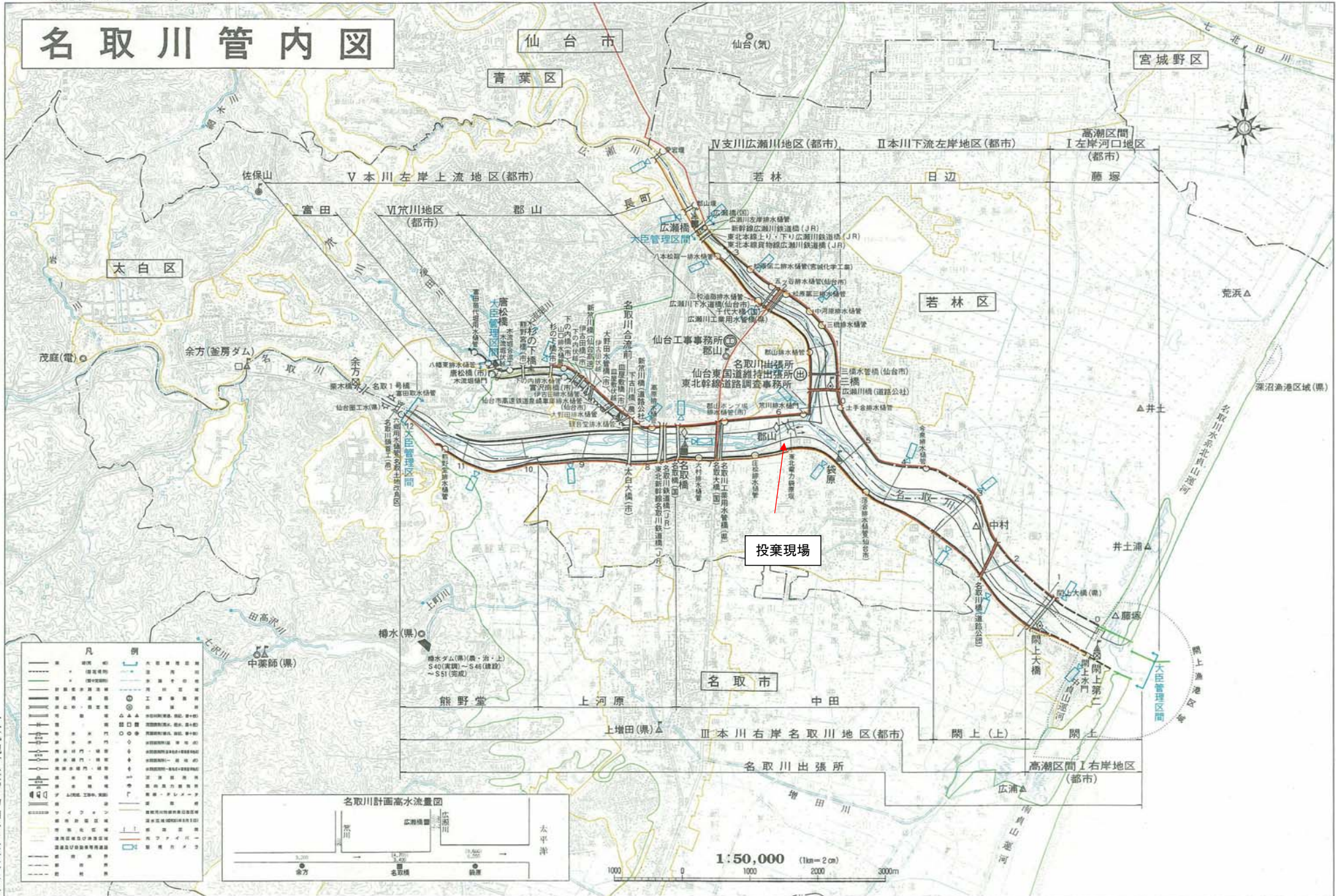
<添付資料> 現地調査箇所、現地調査箇所写真

記者発表先：宮城県政記者会、東北電力記者会、東北専門記者会

問い合わせ先	
国土交通省東北地方整備局	
仙台河川国道事務所	022-248-4131
河川管理課長	畑山作栄（内線331）
名取川出張所	022-248-2249
名取川出張所長	大場啓介

「この地図は建設省国土地理院長の承認を得て同院発行の五万分の一地形図を複製したものである。
(承認番号) 平12、東建第 444号」

名取川管内図



東北地方整備局仙台工事事務所



平成22年8月2日 13時30分

仙台南警察署生活安全課・仙台市環境局廃棄物指導課・仙台河川国道事務所との現地立会い状況